平成２４年（フ）第２７３号
岡山県倉敷市水島東栄町10番20号　201号
債務者　嶋村　英実
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
岡山県倉敷市中庄2528番地14
債務者　光岡　淳子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
青森県上北郡六戸町大字折茂字沖山10番地432
債務者　大久保利夫
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１０６号
青森県三沢市古間木１丁目152番地225号
債務者　澤岸　秀作
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１０７号
青森県十和田市大字奥瀬字小沢口51番地３
債務者　上ヱ地真由美
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１２５０号
さいたま市緑区大字上野田554番地10　プラシード上野田203号
債務者　吉田　正裕
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３８号
さいたま市緑区大字大間木1597番地　201
債務者　横井　裕典
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１１号
さいたま市浦和区岸町３丁目１番６―416号、旧住所さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６311
債務者　長井　孝昭
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８２号
さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　東浦和寮305
債務者　中村　吉治
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０３号
埼玉県久喜市河原代572番地４
債務者　井上　陽子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１３号
埼玉県蕨市北町４丁目３番11号　ウイーブ北町305号
債務者　野村致三恵
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６７号
埼玉県上尾市大字大谷本郷646番地　メゾン北久保Ｂ―202、旧住所埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲5013番地660
債務者　今井　孝次
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１１号
さいたま市南区沼影１丁目５番14号　メゾンドゥジュネス203、旧住所さいたま市南区辻７丁目７番10―303号
債務者　若松実喜男
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
釧路市鳥取北９丁目10番１号　サンファミリーＥ号室
債務者　小玉　隆紀
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１１７号
栃木県佐野市会沢町427番地
債務者　大橋アヤ子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１３７号
栃木県栃木市薗部町２丁目６番８号　ユートピア105号室
債務者　青柳　智幸
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部